

都市計画法

開発許可事務の手引き

【 本 編 】

令和7年4月改正

大垣市都市計画部建築指導課

目 次

第1章 開発行為	2
第1節 都市計画と開発許可制度	2
第2節 定義	8
第3節 開発行為の許可	14
第4節 盛土規制法の許可対象に該当する開発行為の取扱い	24
第2章 開発許可の手続き等	26
第1節 開発行為の許可申請	26
第2節 設計者の資格	31
第3節 開発許可の条件	33
第4節 開発許可等の標識の掲示	35
第5節 開発行為の変更許可申請	37
第6節 建築制限等	40
第7節 開発許可の地位の承継	41
第8節 開発行為の廃止	42
第9節 工事の完了と検査	43
第10節 完了後の建築制限等	45
第11節 適合証明書	47
第12節 開発登録簿	48
第13節 開発許可等の特例	50
第14節 違反行為に関する監督処分	52
第15節 不服申立て	55
第3章 開発許可の基準（技術的基準）	57
第1節 許可基準	57
第2節 道路	63
第3節 公園等空地	75
第4節 消防水利	78
第5節 排水施設	80
第6節 給水施設	105
第7節 住区構成と街区	106
第8節 造成工事	113
第9節 開発不適区域の除外	121
第10節 樹木の保存等	122
第11節 緩衝帯	124
第4章 市街化調整区域における開発行為等	126
第1節 用語の定義	126
第2節 開発行為の制限	127
第3節 建築制限	131
第4節 法第34条取扱い基準	134
第5節 法第43条の取扱い基準	188
第6節 岐阜県開発審査会について	189
第5章 公共施設管理者の同意等	197
第1節 公共施設管理者の同意と協議	197
第2節 公共施設の管理と帰属	199